

3. 事業の内容

(1) 当公庫の概要

① 設立の経緯と目的

沖縄振興開発金融公庫(以下「当公庫」という。)は、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)(以下「公庫法」という。)に基づいて、政府の全額出資により設立された政府系金融機関です。

当公庫は、設立に際し、米国民政府(※)により設立された琉球開発金融公社、琉球政府により設立された大衆金融公庫並びに琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、運搬船建造資金金融通特別会計、住宅建設資金金融通特別会計、農林漁業資金金融通特別会計及び本土産米穀資金特別会計の業務、資産、職員等を引き継いでおります。

当公庫の目的は、公庫法第1条により、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することと規定されております。

(※) 1950年12月15日、米軍政府に代わって設置された米国政府の出先機関で、正式名称は、琉球列島米国民政府(United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)です。米民政府、民政府、または、頭文字をとってユースカー(USCAR)と称されました。

② 資本合計、長期借入金等の構成

当公庫の資本金は、平成16年3月31日現在70,182百万円で、全額を政府が出資しております(公庫法第4条)。

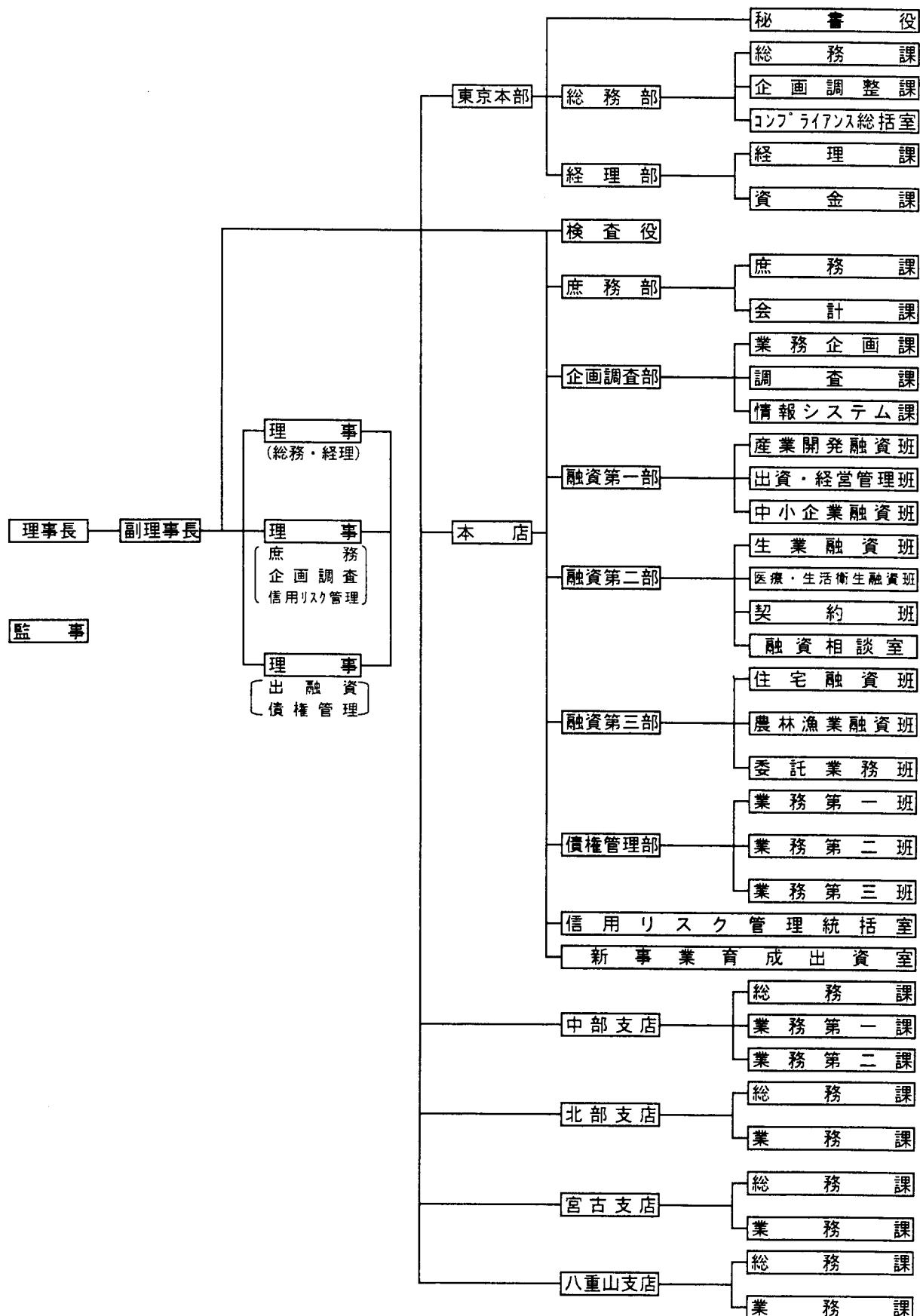
なお、同日現在における当公庫の資本合計、長期借入金等の構成は以下のとおりです。

(単位:百万円)

長期借入金等合計(A)	1,416,157
政府からの借入金	1,374,595
財政融資資金借入金	1,268,284
簡易生命保険資金借入金	98,366
産業投資借入金	7,602
農業経営基盤強化措置借入金	342
政府以外からの借入金	11,500
独立行政法人雇用・能力開発機構借入金	11,500
債券	30,063
沖縄振興開発金融公庫債券	30,000
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	63
資本合計(B)	70,182
一般会計出資金	43,668
承継出資金	21,556
産業投資出資金	4,958
(A) + (B)	1,486,339

③ 組織図

(平成16年4月1日現在)



(2) 国との関係

① 国による監督等

ア. 監督

主務大臣(内閣総理大臣(内閣府沖縄振興局)及び財務大臣)は、当公庫を公庫法の定めるところに従い監督し、当公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができます(公庫法第32条)。

また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又は、検査することができます(公庫法第33条)。

当公庫の業務の範囲、貸付利率などの貸付条件等主務省令で定めた事項を記載した業務方法書は、主務大臣の認可を受けなければならず、その記載内容を変更しようとするときも、主務大臣の認可が必要です(公庫法第22条)。

イ. 役員の任命と解任

当公庫を代表する理事長及び業務を監査する監事は、主務大臣が任命し、副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命します(公庫法第10条)。なお、副理事長は当公庫を代表します(公庫法第9条第2項)。

また、主務大臣又は理事長は、それぞれの任命にかかる上記役員に一定の事由がある場合は解任することができます、公庫法第12条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとされています(公庫法第12条の2)。

② 財務面の関与

ア. 予算及び決算

当公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)(以下「予決法」という。)の定めるところによるとされています(公庫法第24条)。

○ 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(予決法第3条、第4条及び第7条)。

また、事業計画、資金計画(財政融資資金、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます。

○ 決算

当公庫は、公庫法、予決法、関連政省令及び告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」に準拠して、損益計算書、貸借対照表及び財産目録からなる法定財務諸表を作成しています。

法定財務諸表は、監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け(予決法第18条)、決算報告書に添えて内閣に送付され(予決法第19条)、会計検査院の検査を経て国会に提出されます(予決法第20条及び第21条)。

イ. 借入金及び債券発行等の制限

当公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入金、財形住宅貸付に必要な資金を調達するための政府以外の者からの借入金、政令で定めるところによる寄託金の受入れ、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます。この短期借入金については、公庫法の規定により、借入をした事業年度内に償還することができます(公庫法第26条及び第27条)。

政府からの借入金及び債券の発行の限度額については、当公庫の予算において定められています。

また、当公庫の予算においては、当該限度額について、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は、財務大臣が当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められています。

当公庫が事業を行うにあたっては、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、当該四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣に提出してその認可を受ける必要があります(公庫法第23条)。

ウ. 国からの補助金等

当公庫は、各々の目的のために国からの補助金等を受け入れています。当公庫に対する補助金等の国からの交付については、法律により予め定められているものではなく、毎年度予算措置により行われています。

○ 当公庫が受け入れている補助金等の名称と目的

(ア) 沖縄振興開発金融公庫補給金

当公庫の業務の円滑な運営を図るための補給金です。

(イ) 電源地域振興特別融資促進事業費補助金

電源地域に立地する企業に対し当公庫が行う融資への利子補給金です。

〔電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第1項第30号〕

国からの補助金等のうち、その大宗を占める沖縄振興開発金融公庫補給金は、当該年度及び過年度にかかる貸付金の資金運用利回りと当該年度及び過年度にかかる借入金等の資金調達利回りの差額である利息収支差により、代理店である金融機関等への業務委託費や事務費などの経費を賄いきれない場合において、不足額(損益収支差)を補填して経営基盤を維持し、引き続き沖縄県内における円滑な資金供給を図ることを目的として受け入れてきており、貸倒引当金と併せ、当公庫の損益を均衡させてきております。ただし、当公庫は米穀資金・新事業創出促進特別勘定における損益を計上しているため、平成15年度においては当期利益金を4,574万円計上しております。

また、電源地域振興特別融資促進事業費補助金は、電源地域(※)における企業誘致等を促進するために、当公庫が立地企業に低利融資を行う場合の金利差を補填することを目的として受け入れています。

(※) 電源地域とは、火力、水力発電所等の所在する地域で、沖縄県では石川市、恩納村等の13市町村を指します。

受け入れた補助金等は、法定財務諸表の損益計算書上、上記(ア)については「一般会計より受入」、(イ)については「電源開発促進対策特別会計より受入」と表示していますが、民間企業仮定財務諸表の損益計算書では、(ア)については「政府補給金収入」、(イ)については「国庫補助金収入」として表示しています。

当公庫が受け入れている沖縄振興開発金融公庫補給金の平成15年度実績における受入額は、平成14年度実績より82百万円減少して5,180百万円となっており、また、平成16年度予算においては、平成15年度実績より60百万円増加して5,240百万円となっています。

また、改正法(平成12年法律第77号)により改正された公庫法によって、民間金融機関からの短期借入を導入し、資金の効率的な運用を可能としたほか、業務全般のオンライン化の推進、事務のスリム化などの合理化を進め、自らも収支改善の努力をしております。

○ 補給金及び補助金の受入実績と予算

(単位:百万円)

国の会計区分及び 国庫補助金等の名称	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (予算)
一般会計	5,575	5,701	5,262	5,180	5,240
沖縄振興開発金融公庫 補給金	5,575	5,701	5,262	5,180	5,240
電源開発促進対策特別会計	17	14	11	10	25
電源地域振興特別融資 促進事業費補助金	17	14	11	10	25
合計	5,592	5,715	5,273	5,190	5,265

エ. 出資金

当公庫の資本金は、70,182百万円(平成16年3月31日現在)で、公庫法第4条の規定に基づき、全額政府から出資されています。

昭和63年度以降、主に経済対策等に基づき当公庫が行う中小企業金融に要する資金に充てるための出資金に加え、平成7年度以降平成14年度まで、公庫の経営基盤強化のための出資金を一般会計から受け入れています。

○ 出資金の受入実績と予算

(単位:百万円)

	受入額			資本金 (年度末)	主な追加受入理由
	一般会計	産投会計	計		
平成 11年度	5,487	200	5,687	58,605	新生経済対策 ・中小企業運転資金円滑化特別貸付の取扱期間の延長 ・新規開業特別貸付の制度改正 経営基盤強化
12年度	4,387	200	4,587	63,192	日本新生のための新発展政策 ・情報技術導入促進貸付の創設 ・緊急経営安定対応貸付等の創設 経営基盤強化
13年度	5,190	200	5,390	68,582	改革先行プログラム ・新規開業特別貸付等における保証人微求特例の拡充 ・緊急経営安定対応貸付等の延長 経営基盤強化
14年度	1,600	-	1,600	70,182	改革加速プログラム ・中小企業再生支援貸付制度(再生事業支援資金)の拡充
15年度	-	-	-	70,182	
16年度 (予算)	-	300	300	70,482	沖縄における地場産業の振興開発を促進するための民間企業への出資財源

オ. 会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条及び第22条第1項第5号に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか(正確性)
- 会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか(合規性)
- 個々の事業が経済的、効率的に実施されているか(経済性、効率性)
- 事業全体が所期の目的を達成し効果をあげているか(有効性)

カ. 主務大臣の検査

主務大臣は、公庫法第32条に基づき当公庫を監督し、必要があると認めるときは、当公庫に対して業務に関する監督上必要な命令をすることができ、また、同法第33条により、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又は業務の状況等について立入検査を行うことができます。

キ. 金融庁の検査

平成14年5月24日に成立した「政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律」により公庫法が改正され、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、公庫法第32条の2に基づく金融庁による検査が平成15年度に導入されました。

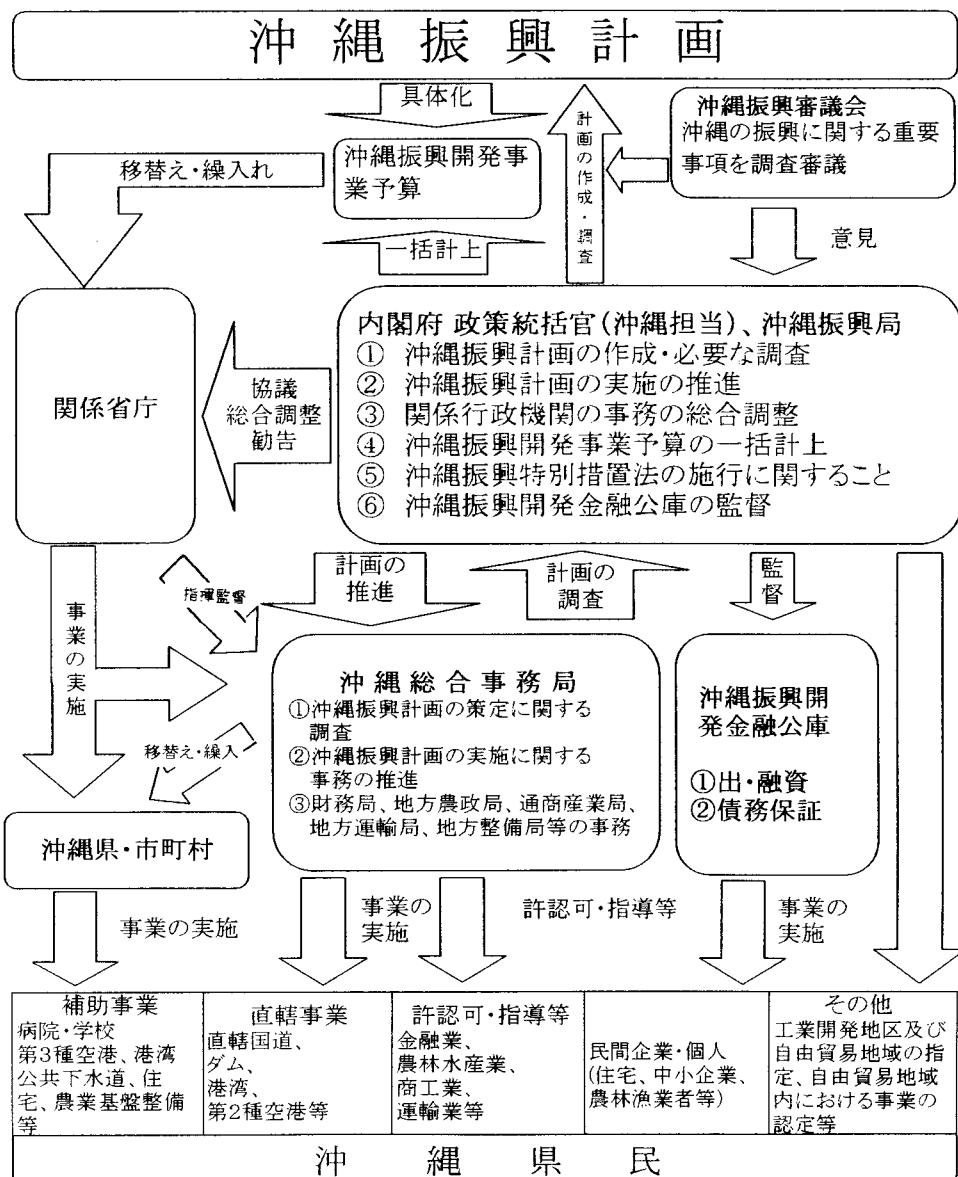
③ 沖縄政策における当公庫の位置付け

ア. 政府の沖縄振興政策の枠組み

沖縄の本土復帰に伴い、本土の諸制度への円滑な移行と経済社会の格差是正を目的とした沖縄の振興開発は、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)、沖縄開発庁設置法(昭和47年法律第29号)及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)のいわゆる「沖縄開発三法」を基に推進されてきました。

具体的な政策体系は、①政府が沖縄振興開発特別措置法に基づき10年毎に沖縄振興開発計画を策定すること、②高率補助等の財政上の特別措置を駆使して集中的な公共投資を行い、社会資本や産業基盤を整備すること、③当公庫が民間投資を金融面から支援すること、により構成されています。これにより、政府の一般会計から公共事業等に投入される振興開発事業費(復帰後平成15年度末までの累計投入額7兆3,389億円)と、財政投融資制度を背景として民間投資を誘導する当公庫の政策金融(同期間融資累計額4兆8,204億円)が、“車の両輪”として有効に機能し、復帰後の沖縄の産業振興や社会の開発が推進されてきました。

しかし、社会資本整備等の着実な進展にもかかわらず、財政や基地関係収入への依存度が依然として高く、産業の振興による経済的な自立が引き続き重要な課題となっている沖縄の経済社会の特殊事情に鑑み、平成14年度から沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)が新たに施行されました(沖縄振興開発特別措置法は、平成14年3月31日をもって失効)。



イ. 沖縄振興特別措置法について

沖縄振興特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄振興の基本となる沖縄振興計画を策定して、沖縄振興計画に基づく事業の促進等特別の措置を講ずることにより、沖縄の振興を図り、沖縄の民間主導による自立型経済の構築を目指し、豊かな住民生活の実現に寄与することを目的としております。

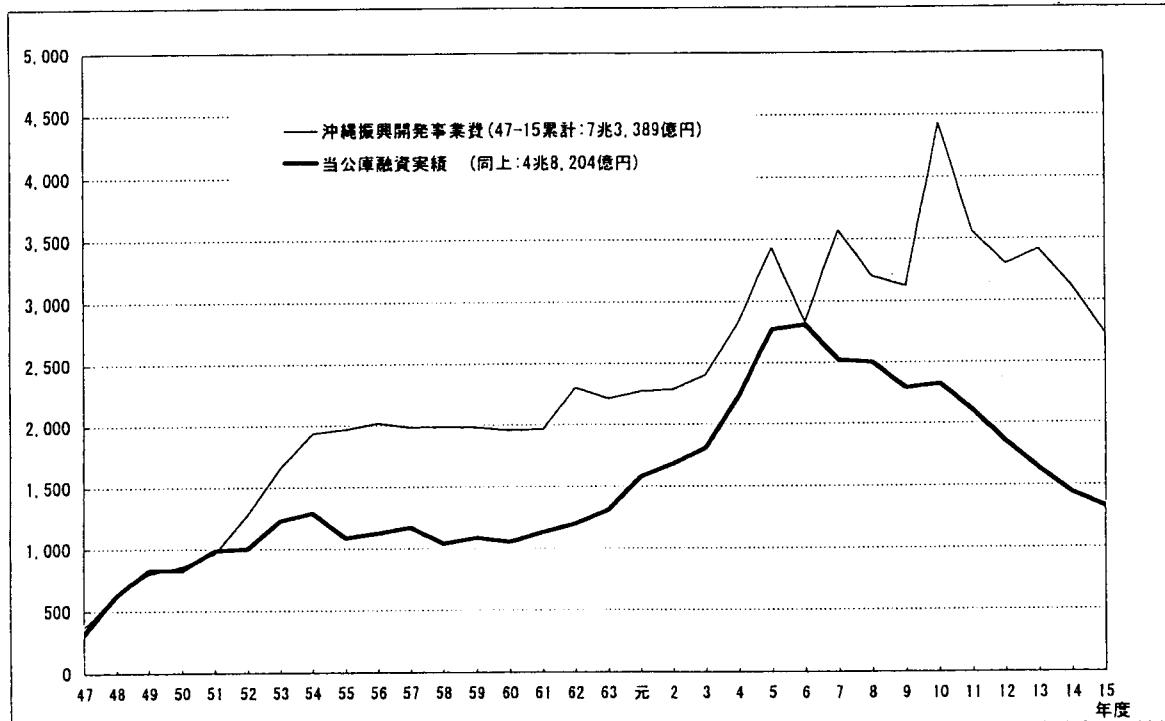
また、沖縄振興特別措置法に基づいて実行される施策については、沖縄の地理的・自然的特性を考慮し、産業活動及び住民生活の基礎的条件の改善、文化的所産の保存・活用、環境保全、良好な景観形成、豊かな生活環境の創造に努める等の事柄に配慮されることとなっております。

沖縄振興特別措置法の第2章においては、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにした総合計画「沖縄振興計画」の策定が定められています。また、同法の第3章「産業の振興のための特別措置」では、観光産業、情報通信産業、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における事業、農林水産業、電気事業、中小企業等の振興に必要な資金の確保に関する規定がなされています。特に、同章第9節においては、沖縄県内における新事業の創出促進のための出資業務が、当公庫の業務の特例として新たに定められています。

ウ. 新たな沖縄振興計画における当公庫の役割

沖縄振興特別措置法を受けて策定された「沖縄振興計画」(平成14年7月政府決定)においては、観光・リゾート産業や情報関連産業等、地域特性を活かした産業振興の推進等が定められているほか、『民間主導の産業振興を図るため、円滑な資金供給等金融の円滑化を推進する。このため、沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対応する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進する。また、新規産業、新規事業の創出を図るため、民間金融機関等と連携してベンチャー企業等への出資や助言等の支援を充実し、その育成発展を図る。』とされており、各種産業振興に果たす当公庫の具体的な役割が位置付けられています。

沖縄振興開発事業費と当公庫融資実績の推移



(参考) 沖縄の地域経済、社会について

沖縄県の経済は、公的投資や入域観光客数の大幅な伸びなどに支えられて、名目県内総生産が、本土復帰の年、昭和47年度の4,592億円から平成15年度には3兆4,750億円と7.6倍に増加する見通しです。しかし、こうした経済成長にもかかわらず、一人当たりの県民所得は全国比約7割で依然として所得格差があり、また、平成15年の完全失業率は7.8%と全国平均5.3%より高く、とりわけ若年層を中心に厳しい雇用情勢が続いています。こうした反面、沖縄県の特色として、着実な人口増加があげられ、平成15年12月現在の人口は約135万人で、復帰後から同今までの人口増加率は全国比約2倍の40%、数にして約39万人の人口増加があり、これによって労働力人口や就業者の増加が生じています。このような人口の増加が、なお改善されない一人当たり県民所得の格差につながり、また全国を大きく上回る失業率の背景となっています。(図表1参照)

産業構造は、平成13年度末現在、第3次産業の割合が83%と全国平均72%に比べて高く、なかでもサービス産業の割合が高くなっています。一方、第2次産業は15%と全国平均27%に比べて低く、内訳をみると製造業の割合が5%であり、総じて物的生産力は脆弱です。また、依然として財政への依存度が高く、基地に派生する財政支出も含めて、公共投資、観光、基地収入の3部門のウェイトが高い、いわゆる3K依存型経済と言われています。(図表2、3参照)

近年の動向としては、沖縄県の基地問題が全国的に注目される中、平成8年9月には沖縄県と国が、県の政策に関して直接協議を行う機関として「沖縄政策協議会」が設置されました。こうした動きを背景に、その後、特別自由貿易地域制度、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の設定等、沖縄振興開発特別措置法の大幅改正、沖縄特別振興対策調整費による沖縄自動車道通行料金の引き下げ、本土・沖縄間の航空運賃の低減、(株)沖縄産業振興センターの整備等、政府による沖縄振興策の取組みが強化されました。これらの政府の取組みは、その後の新たな沖縄振興特別措置法の制定及びこれに基づく沖縄振興計画の策定に引き継がれています。

こうした施策を背景とする産業の具体的な動きとしては、まず平成11年3月、加工貿易型産業の振興を目的に中城湾港新港地区の一部(122ha)が特別自由貿易地域として地域指定され、現在積極的な企業誘致活動が推進されています。また、情報通信産業は平成8年前後からコールセンターを中心に企業立地が進み、約4,500人を超える新たな雇用が生まれています。観光・リゾート産業は、平成10年に入域観光客数が400万人の大台を超え、名実ともに県経済のリーディング産業に成長しています。平成12年7月に開催された九州・沖縄サミットを契機に国際的会議や各種イベントの誘致も引き続き、観光・リゾート産業は、今後とも一段の振興、飛躍が期待されています。

経済のグローバル化やネットワーク社会の進展等、国内外の急激な環境変化に対応しつつ、観光・情報産業をはじめとする地域特性を活かした比較優位性のある産業の振興によって、3K依存型の経済構造から脱却し、民間主導の自立型経済を構築することが沖縄県の大きな課題であり、当公庫の役割もここに大きく求められています。

図表1:人口・労働力人口・就業者の推移

(単位:万人)

	沖縄県				全国			
	昭和47年	指数	平成15年	指数	昭和47年	指数	平成15年	指数
人口	96	100	135	141	10,760	100	12,767	119
労働力人口	38	100	63	166	5,227	100	6,666	128
就業者数	36	100	58	161	5,156	100	6,316	122

資料:沖縄県「推計人口(平成15年12月)」、総務省統計局「推計人口(平成15年12月)」

沖縄県労働力調査(平成15年平均)、総務省統計局労働力調査年報(平成15年平均)

図表2:平成13年度産業別生産額

(単位:億円、%)

	沖縄県		全 国
	金 領	構成比	構成比
第1次産業	679	1.8	1.3
第2次産業	5,441	14.8	26.7
製 造 業	1,853	5.0	19.8
建 設 業	3,470	9.4	6.8
第3次産業	30,729	83.4	72.0
卸・小売業	4,709	12.8	13.4
不動産	3,833	10.4	12.8
運輸・通信業	2,697	7.3	6.1
サービス業	9,720	26.4	19.9
合 計	36,849	100.0	100.0

(注) 1.合計には輸入税・帰属利子等が含まれていないため、県内総生産(名目)の合計とは一致しません。

2.全国は平成13年暦年の数値です。

資料:沖縄県「平成13年度県民経済計算」

図表3:県(国)内総支出(名目)に占める財政支出等の割合

(単位:%)

区分		年度	平成9	10	11	12	13	14
財政支出	政府最終消費支出	沖縄県 全 国	28.0 14.9	28.0 15.5	28.9 16.0	29.1 16.5	30.0 17.4	30.5 17.6
	公的固定資本形成	沖縄県 全 国	13.4 7.4	14.3 7.5	14.9 7.4	13.5 6.7	13.7 6.4	- 6.0
	合 計	沖縄県 全 国	41.4 22.3	42.3 23.0	43.8 23.4	42.6 23.2	43.7 23.8	- 23.6
	民間企業設備投資	沖縄県 全 国	13.8 16.1	14.8 15.2	13.1 14.9	13.7 15.7	12.6 15.2	- 14.4
軍 関 係 受 取			5.3	5.3	5.2	5.2	5.4	-
觀 光 収 入			12.4 (46.8)	12.8 (52.0)	13.6 (55.7)	11.7 (46.9)	10.8 (44.0)	-
移(輸)出入差			△9.6	△9.8	△12.1	△12.3	△12.0	△11.1

(注) 1.軍関係受取は、軍雇用者所得、軍人・軍属の消費支出等、軍用地料(自衛隊関係を含む)の合計です。

2.観光収入欄の()書きは、移(輸)出に占める観光収入の割合(%)です。

3.移(輸)出入差とは、移(輸)出の構成比から移(輸)入の構成比を控除した値です。

4.沖縄県の平成14年度の値は、実績見込値です。

資料:沖縄県「平成13年度県民経済計算」、「平成15年度沖縄県経済の見通し」、内閣府社会経済研究所「国民経済計算」

(3) 業務内容

① 業務の範囲

当公庫は、公庫法第1条に規定する目的を達成するため、同法第19条及び第21条の規定により、本土における日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(社会福祉貸付を除く。)の1銀行4公庫等(以下「本土公庫等」という。)が行っている業務に相当する次の業務を一元的に行っております。

また、当公庫は本土公庫等と同様の融資制度のほか、沖縄振興特別措置法において政府の資金支援を規定している施策に基づく制度及び法律に規定されてはいないが政府や沖縄県の振興・施策、構想等を資金面から支援するための制度(「沖縄公庫独自制度」)を有しており、同制度を活用し、企業への融資を積極的に行っております。

ア. 融資業務

産業開発資金、中小企業等資金(「中小企業資金及び生業資金」)、生活衛生資金、医療資金、農林漁業資金及び住宅資金の貸付け

イ. 社債の取得業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得

ウ. 債務の保証業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証

エ. 債権の譲受け業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債権の譲受け

オ. 出資業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資

カ. 新事業創出促進出資業務

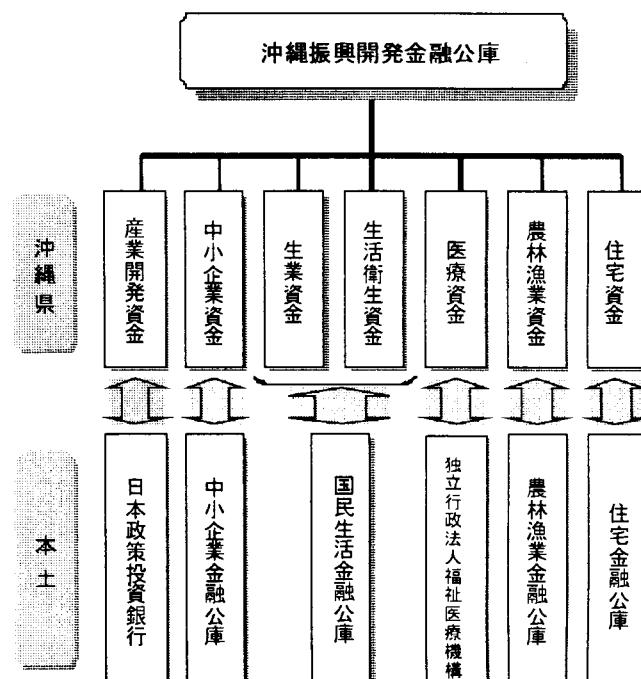
沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資(※)

キ. 受託業務

住宅金融公庫の融資保険業務、年金資金運用基金及び独立行政法人雇用・能力開発機構の貸付業務の受託

(※) 沖縄振興特別措置法第73条及び第74条において、当公庫の業務の特例として平成14年度から設けられたもので、沖縄において新たに事業を開始しようとする者及び事業を開始した日以後5年を経過していない者、事業の多角化(分社化を含む。)を行う者に対して出資を行うことができます。

当公庫の業務範囲図



② 当公庫が果たす役割

ア. 豊かな沖縄の実現

当公庫は、沖縄県のみを対象地域として、豊かな沖縄の実現のために、本土における政策金融機関の業務を一元的に行う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援しています。

沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間投資の補完・奨励を行っています。また、事業に必要な資金を供給するほか、教育、住宅、医療等あらゆる分野における多様な資金ニーズに応えるとともに、蓄積したノウハウ、金融・経済情報の提供等によるプロジェクト形成支援や創業者の育成・支援に積極的に取り組んでいます。

当公庫では、上記の役割を担うために、具体的に以下のようないくつかの取組みを行っています。

1) 沖縄公庫独自制度と本土公庫等と同様の制度

産業開発資金等の事業性資金及び住宅資金等の各種資金には、当公庫独自の制度と本土公庫等と同様の制度があります。前者は、沖縄の地域的な政策課題に応えるための融資制度であり、当公庫が予算要求し、主務官庁等の指導調整を経て、予算上措置されることになります。後者は、全国ベースの政策金融を沖縄においても実施するための融資制度であり、本土公庫等が予算要求したものが認められれば、ほぼ同様の内容で当公庫にも導入されます。

2) 新規事業支援

起業家精神に富んだ創造的な事業活動を行う中小企業の育成発展は、沖縄経済の自立化を図っていく上で重要な課題となっています。当公庫は、豊富な新規事業支援融資制度や新事業創出促進出資制度を通じて、創造的な中小企業の発展を支援します。

3) セーフティネット機能の発揮

当公庫は、経済・金融情勢等の経営環境の変化により大きな影響を受けた企業等を対象として緊急経営安定対応貸付等を設け、資金繰り緩和による事業経営の安定化を支援してきており、平成15年度の融資実績は124件、約50億円となっています。

また、台風災害、民間金融機関の貸し渋り・貸し剥がし、牛海綿状脳症(BSE)、高病原性鳥インフルエンザ等の個別事案に対しても「特別相談窓口」を設置して対応しています。

4) 情報サービス

当公庫では、沖縄の社会開発・産業経済・企業経営などのテーマについて内外の最新情報の収集分析を行い、調査結果を各種レポートの発刊や記者発表等を通して広く一般に提供しています。これらは、県内における行政の施策立案や企業の投資判断に有用な情報として広く活用されています。

また、ホームページでは、「融資制度案内」、「記者発表事項」、「公庫財務情報」等、顧客が必要とする情報が容易に閲覧できるほか、電子メールによる「ご意見コーナー」を設置して、顧客からの問い合わせや意見等が業務に反映できるようにしています。

このほか、平成13年の新本店新築移転を機に、公庫業務に関する案内の充実と顧客サービスの一層の向上を目指して、本店1階エントランスホールに「情報コーナー」を開設しました。

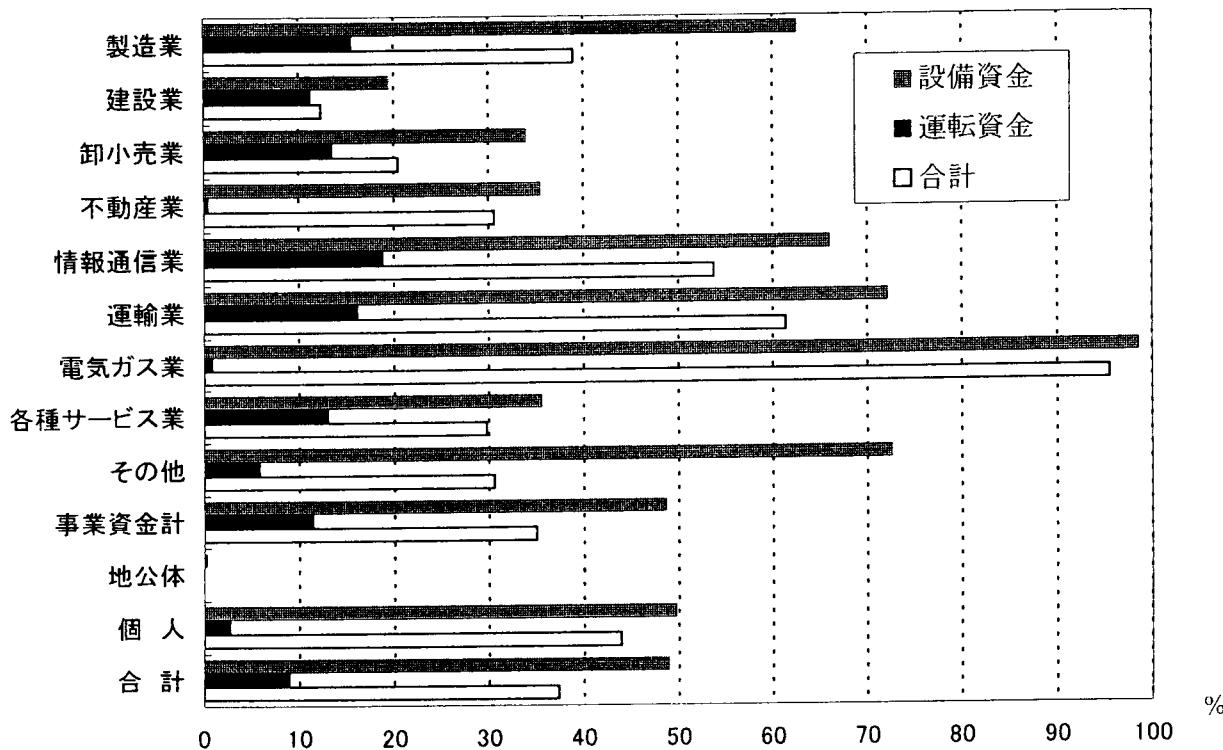
イ. 民間金融の補完

公庫法第1条においては、当公庫が「沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給」する旨定められています。

沖縄県内における当公庫の貸出シェアは、個人向け住宅資金を含む設備資金貸出シェアが総計で49%を占めています。業種別では、電力、運輸業、情報通信業及び製造業の基礎的産業部門において顕著で、リゾート開発関連のサービス業や近年の都市開発(不動産業、小売業)がそれらに続いています。一方、運転資金シェアは9%弱にとどまっています。(下記のグラフをご参照ください。)

このことは、財政投融資資金を原資として長期・固定・低利の融資を行う当公庫が、政策ニーズが高く投資回収に比較的長期を要する設備資金の融資を重点的に担い、企業の生産活動の枠組みづくりを支援する一方、主に短期性預金を原資とする県内民間金融機関が、貸出期間の短い運転資金の融資により、企業活動に要する経常的資金を主体に供給してきたことを示すもので、資金供給機能の特質に応じた供給分野の棲み分け(民間金融の補完)が進んでいます。

沖縄公庫融資残高の業種・用途別貸出シェア（平成16年3月末現在）



(注)県内4行庫(地銀、第2地銀、信用金庫)との合計比

資料出所：日本銀行那覇支店

③ 業務の概要(平成16年4月1日現在)

ア. 資金の種類

○ 沖縄における事業経営者向け資金

資 金 名 等	融 資 対 象	資 金 使 途
産 業 開 発 資 金	産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等	設備資金 研究開発資金等
中 小 企 業 資 金	建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、飲食店、サービス業等を営む中小企業者	設備資金 運転資金
生 業 資 金	沖縄に住所を有する者で、沖縄において適切な事業計画の下に独立して事業を営む方	設備資金 運転資金
生 活 衛 生 資 金	飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、旅館業、浴場業、クリーニング業などを営む事業者	設備資金 運転資金
医 療 資 金	病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設等を開設する個人又は医療法人等	設備資金 運転資金
農 林 漁 業 資 金	農業(畜産業を含む)、林業及び漁業を営む方 農林畜水産物の加工・流通・販売の事業を営む方	設備資金 運転資金
出 資	産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等	事業に必要な資金
新事業創出促進出資	新事業を開始する方、新たな事業分野を開拓する方等	事業に必要な資金

○ 沖縄における住宅取得者・賃貸事業経営者向け資金

資 金 名 等	融 資 対 象	資 金 使 途
住 宅 資 金	個人住宅を建設または購入する方、住宅の改良を行う方、アパートなどを建設し、賃貸する事業を行う方	住宅の建設等に必要な資金

○ 沖縄における教育資金等が必要な方向けの資金

資 金 名 等	融 資 対 象	資 金 使 途
教 育 資 金	高校、大学等に入学または在学する方、及びその親族等	入学及び在学に必要な資金
恩 給 担 保 資 金	恩給、共済年金等の支給を受けている方	生活資金等

イ. 基本資金と特定資金

主に事業者に利用されている産業開発資金、中小企業資金及び生業資金は、大きく基本資金と特定資金に区分されています。基本資金は、産業の開発に寄与する事業者や中小企業者等に対して、広く一般的に適用される資金のことです。特定資金は、特定の政策目的に沿って創設されており、対象者や対象設備を絞り込んで、それらの要件に該当するものについて、金利、融資限度額、融資期間等の条件を優遇するものです。

また、すでに政策目的が絞り込まれている生活衛生資金、医療資金、農林漁業資金及び住宅資金には、基本資金ではなく、すべてが特定の対象者や対象設備に対して適用されることになっています。

ウ. 沖縄公庫独自制度

当公庫では、本土公庫等と同様の融資制度の他、沖縄の地域的な政策課題に応えていくため、当公庫独自の融資制度を取り扱っています。

エ. 直接貸付・代理貸付

当公庫では、公庫の本店及び支店で直接融資業務を行うと共に、公庫資金の幅広い利用を図るため、沖縄県内の銀行などを代理店とし、その本店及び支店を通じて融資を行っています。

○ 取扱窓口

取扱店		取 扱 資 金									
		産業開発 資金	中小企業 資金	生業資金	恩給担保 資金	教育資金	生活衛生 資金	医療資金	農林漁業 資金	住宅資金 (個人)	住宅資金 (賃貸住宅)
公 庫 本 店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公 庫 支 店		○	○	○	○	○	○	○	○		
代理 店	琉 球 銀 行		○	○	○※1	○	○			○	
	沖 縄 銀 行		○	○		○	○			○	
	沖 縄 海 邦 銀 行		○	○	○※2	○	○			○	
	沖 縄 県 労 働 金 庫					○				○	
	沖 縄 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会					○			○	○	
	沖 縄 県 信 用 漁 業 協 同 組 合 連 合 会					○			○	○	
	農 林 中 央 金 庫								○		
	コ ザ 信 用 金 庫		○	○		○	○			○	
	商 工 組 合 中 央 金 庫						○				
	み ず ほ 銀 行		○			○	○			○	

※1 久米島支店のみ

※2 国頭支店のみ

④ 各融資制度及び出資制度の概要(平成16年4月1日現在)

ア. 産業開発資金

産業開発資金は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であって、設備の取得、改良、補修又は土地の取得、造成及び研究開発等に必要な資金を対象としています。また、当該資金に係る債務の保証、社債の取得、貸付債券の譲受けも対象としています。

産業開発資金には、設備の新・増設や維持補修に多額の資金を必要とするエネルギー、交通運輸、鉄鋼、石油関連、ホテル等の沖縄の主要産業に対し、その必要とする資金を適切に供給する「産業金融」の役割があります。また、多額の初期投資を必要とし投資回収に長期を要するものの、地域の新たな発展のために重要な市街地再開発、情報・交通基盤整備、流通関連、新規企業誘致等のプロジェクトを調整誘導し、実現させていく「地域開発金融」の役割があります。

各般の沖縄振興策が具体化に向けて動き出す中で、民間や第三セクター事業への融資を通じて、これらのプロジェクトを支援する産業開発資金の役割の發揮が求められています。

イ. 中小企業資金

中小企業資金は、沖縄の中小企業の成長発展と経営基盤の強化を図るため、国の中小企業施策に則り、中小企業の設備取得、改修等に必要な資金や長期運転資金の融資、中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債の取得を対象としています。

沖縄県は中小企業の割合が高く、一般的に不安定な経営を余儀なくされています。中小企業資金は、長期固定の低利資金で中小企業の幅広い資金需要に対応しています。

また、平成16年度に「中小企業資金の無担保貸付制度」が創設されました。この制度は、業績が良好な中小企業に対して、無担保、かつ、第3者保証人不要で、1億円を限度に運転資金を融資するものです。期間は3年以内で、金利は無担保のリスク分だけ上乗せをいたします。

金融技術的には簡単なものではありませんが、全国に先駆けて、平成16年度は当公庫のみ創設が認められました。

ウ. 生業・教育・恩給担保資金

生業資金は、中小企業の中でも小規模な事業者(個人、法人は問いません。)が事業に必要とする設備資金及び運転資金を対象としています。民間金融機関等からの資金調達が困難な小規模事業者に対して、資金を融資することで、小規模事業者の成長・発展を支援しています。

また、高校・大学・専門学校等に入学及び在学するために必要な資金を対象とする教育資金や恩給・扶助料・共済年金等を受給されている方が必要とする資金を対象とする恩給担保資金を取り扱っています。

エ. 生活衛生資金

生活衛生資金は、飲食店、喫茶店、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業者の衛生面の向上及び経営の近代化を促進することを目的とし、店舗の新築や増改築、改装、設備の取得等に必要とする資金や運転資金を対象としています。

オ. 医療資金

医療資金は、県内の医療施設の充実と医療水準の向上を図るため、病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設等が必要とする新築資金や増改築資金、医療機器の購入資金及び長期運転資金の融資を行い、沖縄の医療事情の改善に大きな役割を果たしています。

近年、沖縄の医療施設は、患者の療養環境の改善や高度な医療技術の提供など、医療の質を重視する方向に進んでいます。医療資金は、国の施策や沖縄県の施設整備計画を踏まえながら、このような民間医療機関の幅広い資金需要に対応しています。

カ. 農林漁業資金

農林漁業資金は、農林水産業の生産基盤の整備と生産力の維持・向上を図るため、農地、漁船、加工処理施設等の取得や家畜の購入をはじめとして、土地改良、造林、漁場の整備、製糖企業の合併・合理化など、幅広い分野の資金需要に対応しています。

沖縄の農林水産業は、サトウキビやパイナップルといった基幹作物の生産を中心に発展してきましたが、近年では、わが国唯一の亜熱帯性気候という地域特性を活かした野菜や果物の人気が定着しつつあるほか、本土向けの花卉や水産養殖業なども更なる発展の可能性を秘めています。

また、食品産業は農林水産物の需要を確保するために大きな役割を果たしていますが、一方では食品の安全性への関心の高まりから、品質管理の高度化が急務となっています。

当公庫では、様々な資金メニューを揃え、これら時代の要請に応える農林漁業・食品産業を支援しています。

キ. 住宅資金

住宅資金は、長期低利の融資を通じて、沖縄における持家取得の促進や居住水準の向上に大きな役割を果たしています。住宅資金には、個人住宅の建設資金、マンションや中古住宅の購入資金、住宅の増改築のための資金、中高層アパートの建設資金等があり、“住まい”に関する幅広い資金需要に対応しています。

長期低利の住宅資金は、沖縄における新設着工住宅(持家)の約6割に利用される(平成10～14年度平均)など、住宅建設に強いインセンティブを有しています。住宅投資は関連する産業の裾野が広く、その波及効果も大きいことから、住宅資金は沖縄の経済全体にも大きく貢献していることになります。

住宅に対するニーズが多様化、高度化する中で、住宅の質の向上を促進するため、当公庫の住宅資金による誘導効果が強く求められるようになり、平成8年度から一定の要件を満たした住宅について、金利面の優遇などが適用されるようになっています。

ク. 出資

当公庫の出資は、沖縄における産業の振興開発を促進する上で特に意義の大きい事業に対して、民間投資を誘導・補完し、当該事業の起業化や事業基盤の安定化を図ることを目的としています。当公庫では、出資機能を活用して「地域産業の振興」、「交通・運輸施設の整備」、「市街地環境の整備」、「情報化の促進」などの地域開発プロジェクトの実現に取り組んできました。

沖縄振興計画のプロジェクトや、国・県の沖縄復興策にかかる諸プロジェクトなどを実現していくうえで、当公庫の出資・融資の役割は大きいものがあります。また、当公庫は地域開発プロジェクトに対する資金面の支援を通じて県経済の新たな発展を目指していきます。

ケ. 新事業創出促進出資

平成14年4月に施行された「沖縄振興特別措置法」は、民間主導の自立型経済の構築に向けた、戦略的な産業振興に主眼を置き、新事業の育成による沖縄の産業振興と雇用創出を重要な政策課題に掲げております。

新事業創出促進出資業務は、同法に基づき、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、当公庫業務の特例として設けられたものです。

⑤ 融資業務の状況

ア. 資金別貸付残高及び出資残高の推移

(単位:件、百万円)

	平成11年度末		平成12年度末		平成13年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
産業開発資金	396	474,938	388	465,752	385	472,454
中小企業資金	2,358	129,913	2,245	125,058	2,196	117,939
生業資金	18,878	142,948	19,350	146,072	19,316	146,401
教育資金	5,219	3,839	5,504	3,972	5,597	4,222
恩給担保資金	658	838	561	699	490	612
生活衛生資金	2,930	18,903	2,980	19,601	3,021	20,270
医療資金	243	33,425	242	29,641	228	27,566
農林漁業資金	3,906	46,579	3,737	44,713	3,434	40,579
米穀資金	13	341	15	207	11	122
住宅資金	80,480	913,204	75,096	878,622	69,351	826,106
財形住宅資金	841	5,914	864	6,434	942	7,807
公庫貸付計	115,922	1,770,843	110,982	1,720,771	104,971	1,664,078
産業開発資金承継	1	62	1	62	1	62
住宅資金承継	7	1,177	5	409	4	0
承継貸付計	8	1,238	6	471	5	62
貸付合計	115,930	1,772,081	110,988	1,721,242	104,976	1,664,140
出資	17	1,820	18	2,020	18	2,170

	平成14年度末		平成15年度末	
	件数	金額	件数	金額
産業開発資金	380	467,460	408	440,489
中小企業資金	2,092	116,071	1,838	113,766
生業資金	18,761	143,304	18,178	143,264
教育資金	5,716	4,386	5,924	4,709
恩給担保資金	494	609	428	563
生活衛生資金	2,995	20,788	3,044	20,925
医療資金	216	25,362	215	24,231
農林漁業資金	3,259	38,618	2,934	36,557
米穀資金	14	135	14	137
住宅資金	64,821	774,027	59,791	708,016
財形住宅資金	1,073	9,395	1,283	12,288
公庫貸付計	99,821	1,600,155	94,057	1,504,947
産業開発資金承継	0	0	0	0
住宅資金承継	4	0	3	0
承継貸付計	4	0	3	0
貸付合計	99,825	1,600,155	94,060	1,504,947
企業に対する出資	18	2,170	17	2,120
新事業創出促進出資	4	90	13	285

(注)1. 承継貸付(産業開発資金承継、住宅資金承継)につきましては、当公庫設立の際に琉球政府から継承したものであり、新規の融資は行っておりません。

2. 新事業創出促進出資は、平成14年度から導入された制度です。

イ. 業種別貸付残高の推移

(単位:百万円、%)

	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
農林水産業	36,673 (2.1)	35,536 (2.1)	32,614 (2.0)	30,393 (1.9)	27,414 (1.8)
鉱業	878 (0.0)	600 (0.0)	534 (0.0)	569 (0.0)	393 (0.0)
建設業	44,884 (2.5)	39,972 (2.3)	35,326 (2.1)	32,764 (2.0)	29,017 (1.9)
製造業	74,173 (4.2)	68,684 (4.0)	63,807 (3.8)	61,030 (3.8)	60,428 (4.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	244,802 (13.8)	247,050 (14.4)	240,468 (14.4)	231,774 (14.5)	209,121 (13.9)
情報通信業	18,454 (1.0)	17,527 (1.0)	18,124 (1.1)	17,977 (1.1)	18,836 (1.3)
運輸業	56,958 (3.2)	52,700 (3.1)	62,265 (3.7)	62,091 (3.9)	59,006 (3.9)
卸売・小売業	90,855 (5.1)	85,909 (5.0)	83,632 (5.0)	84,891 (5.3)	82,729 (5.5)
金融・保険業	117 (0.0)	134 (0.0)	129 (0.0)	111 (0.0)	119 (0.0)
不動産業	142,448 (8.0)	147,337 (8.6)	146,857 (8.8)	157,845 (9.9)	165,817 (11.0)
飲食店・宿泊業	57,405 (3.2)	61,331 (3.6)	71,240 (4.3)	75,990 (4.7)	78,673 (5.2)
サービス業	66,448 (3.7)	63,976 (3.7)	63,504 (3.8)	57,058 (3.6)	55,683 (3.7)
その他の	937,986 (52.9)	900,486 (52.3)	845,640 (50.8)	787,662 (49.2)	717,711 (47.7)
合計	1,772,081 (100.0)	1,721,242 (100.0)	1,664,140 (100.0)	1,600,155 (100.0)	1,504,947 (100.0)

(注) 1. 「その他」は、個人住宅資金、教育資金、恩給担保資金等にかかるものです。

2. () 内は構成比です。

ウ. 使途別貸付残高の推移

(単位:百万円、%)

	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
設備資金	1,643,969 (92.8)	1,603,548 (93.2)	1,548,218 (93.0)	1,488,154 (93.0)	1,400,343 (93.0)
運転資金	126,874 (7.2)	117,223 (6.8)	115,869 (7.0)	112,001 (7.0)	104,605 (7.0)
合計	1,770,843 (100.0)	1,720,771 (100.0)	1,664,078 (100.0)	1,600,155 (100.0)	1,504,947 (100.0)

(注) 1. 承継貸付の残高は含みません。

2. () 内は構成比です。

エ. 担保別年間貸付額の推移

データ取得上の制約から、各年度における貸付状況を示しています。

(単位:百万円、%)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
不動産	63,388 (53.6)	50,970 (51.2)	48,830 (45.1)	51,198 (52.1)	54,656 (59.1)
工場抵当	1,882 (1.6)	214 (0.2)	127 (0.1)	1,303 (1.3)	2,554 (2.8)
財団抵当	2,020 (1.7)	5,583 (5.6)	9,321 (8.6)	13,465 (13.7)	1,536 (1.7)
信用保証口	4,146 (3.5)	765 (0.8)	634 (0.6)	461 (0.5)	584 (0.6)
その他	31,631 (26.7)	28,550 (28.7)	30,073 (27.8)	19,919 (20.3)	21,711 (23.5)
担保貸付計	103,098 (87.1)	86,081 (86.5)	88,985 (82.1)	86,346 (87.8)	81,041 (87.6)
無担保	8,794 (7.4)	7,367 (7.4)	14,207 (13.1)	7,541 (7.7)	6,767 (7.3)
無担保無保証	6,468 (5.5)	6,051 (6.1)	5,175 (4.8)	4,459 (4.5)	4,747 (5.1)
無担保貸付計	15,262 (12.9)	13,418 (13.5)	19,382 (17.9)	11,999 (12.2)	11,514 (12.4)
合計	118,360 (100.0)	99,500 (100.0)	108,366 (100.0)	98,345 (100.0)	92,555 (100.0)

(注) 1. 各値は貸付契約ベースです。また、教育資金、恩給担保資金、住宅資金及び財形住宅資金は含みません。

2. ()内は構成比です。

⑥ 業務委託の方法

当公庫は、沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和47年総理府令・大蔵省令第1号)第1条に規定する金融機関(以下「委託金融機関」又は「代理店」という。)に対し、当公庫の貸付けに関する申込みの受理及び審査、資金の貸付け、貸付金債権の管理回収、その他の貸付け及び回収に関する業務を委託することができます。

平成15年度末で業務を委託している資金及び委託金融機関は次表のとおりで、資金毎の保証責任割合は次のとおりとなっています。

- 産業開発資金 80%(ただし、当公庫と協議のうえ、100%に変更することができる。)
- 中小企業資金 80%
- 生業資金 50%
- 教育資金 20%
- 恩給担保資金 保証責任はありません。
- 生活衛生資金 80%
- 農林漁業資金 20%(経営体育強化資金の一部、自作農維持資金の一部及び農業経営維持安定資金を除く。)
- 住宅資金 保証責任はありません。

平成15年度末の当公庫の総融資残高に占める代理店扱いの割合は、件数で68.9%(64,789件)、金額で46.4%(6,987億円)となっています。

また、当公庫は、公庫法第20条及び同法施行令第5条の規定等に基づき、①総務省又は年金資金運用基金

に対し、教育資金貸付けの業務のうち郵貯貸付け及び年金教育貸付けにかかる申込みの受理及び貸付金の交付にかかる業務を、②沖縄県に対し、住宅資金貸付けにかかる申込みの受理及び工事審査業務並びに農林漁業資金貸付けにかかる調査業務を、③建築基準法第77条の21第1項で規定する指定確認検査機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項で規定する指定住宅性能評価機関に対し、住宅資金貸付けにかかる工事審査業務をそれぞれ委託することができます。

委託先	取扱店舗数	委託資金種類別											備考	
		公庫貸付						承継貸付						
		産業開発資金	中小企業資金	生業資金	教育資金	恩給担保資金	生活衛生資金	農林漁業資金	住宅資金	開金承継	産發特会	農林特会	住宅特会	
株 琉球銀行	57	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	1. 中小企業資金 (1億2,000万円以内) 2. 生業資金 (2,400万円以内) 3. 住宅資金は個人、分譲、改良、災害復興住宅等資金及び財形住宅資金 (株みずほ銀行は、住まいひろがり特別融資(親族居住型)のみ) 4. 農林漁業資金は、沖縄農林漁業経営改善資金等計13資金 5. 生活衛生資金は設備資金等について7,200万円以内及び営業振興運転資金について5,700万円以内。
株 沖縄銀行	61	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
株沖縄海邦銀行	51	○	○	○	○	○	○		○			○		
沖縄県労働金庫	12				○				○					
沖縄県信用農業協同組合連合会	1				○				○			○		
沖縄県信用漁業協同組合連合会	1				○				○			○		
農林中央金庫	1								○					
コザ信用金庫	21	○	○	○			○		○					
商工組合中央金庫	1								○					
株みずほ銀行	1	○	○	○			○		○					
株整理回収機構	1	○	○	○			○		○					
取扱店舗数	208	1	192	191	206	2	193	4	205	118	118	2	169	

(注) 1. 産業開発資金及び承継貸付については、回収業務の委託です。

2. 委託金融機関以外への業務の委託状況は、次のとおりです。

- (1) 総務省及び年金資金運用基金:教育資金貸付けの業務のうち郵貯貸付け及び年金教育貸付けにかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務
- (2) 沖縄県:住宅資金貸付けにかかる申込みの受理及び工事審査業務
- (3) 沖縄県:農林漁業資金貸付けにかかる調査業務
- (4) 沖縄建築確認検査センター株及び(財)沖縄県建設技術センター:住宅資金貸付けにかかる工事審査業務

(4) 資産内容

① 自己査定による開示債権

当公庫では、平成12年度決算から、現行の法定財務諸表に加え、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に従って「行政コスト計算書」を作成するため、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」等に準拠した自己査定を実施しております。

平成15年度行政コスト計算財務書類における民間企業仮定貸借対照表に計上された資産を対象に査定した結果は以下のとおりです。

○自己査定による開示債権の明細(平成16年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	平成14年度末残高	平成15年度末残高	増減額
破綻先・実質破綻先	56,973	55,364	△1,610
破綻懸念先	37,272	22,311	△14,960
要注意先	152,548	140,885	△11,663
正常先	1,357,589	1,289,972	△67,617
合計	1,604,382	1,508,532	△95,850

- (注) 1. 自己査定の対象資産は、行政コスト計算財務書類における民間企業仮定貸借対照表に計上された貸出金(未貸付額を含む)及び貸出金に準ずる資産(未収貸出金利息、貸出金に準ずる仮払金及び支払承諾見返)であります。
2. 「破綻懸念先」債権のうち民事再生計画の認可決定を受けた切捨債権10百万円については、直接償却し本表から控除しております。
3. 監査法人による監査は受けしておりません。

【区分の説明】

- 破綻先：破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- 実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- 破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。
- 要注意先：金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいいます。
- 正常先：業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいいます。

② 金融再生法に基づく開示債権

自己査定結果について、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)(以下「金融再生法」という。)に基づき当公庫が開示している債権は以下の通りです。

○ 金融再生法に基づく開示債権の明細(平成16年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	平成14年度末残高	平成15年度末残高	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	56,973	55,364	△1,610
危険債権	37,272	22,311	△14,960
要管理債権	64,339	75,463	11,124
正常債権	1,445,798	1,355,394	△90,404
合計	1,604,382	1,508,532	△95,850

- (注) 1. 貸付金交付にあたって、貸付金の全部又は一部を預り、融資対象事業の進歩状況等に応じて払い出すことにより、債務者の金利負担の軽減、資金の有効適切な運用を図る場合があり、法定財務諸表においては「貸付受入金」、民間企業仮定財務諸表においては「未貸付額」として表示しています。上記債権額は、当該金額を含んでいます。
2. 年金資金運用基金から当公庫が業務を受託して行っている貸付については、その残高の80%について当公庫に保証責任があるため、当公庫の法定財務諸表においては「保証債務見返」、民間企業仮定財務諸表においては「支払承諾見返」として当該80%相当額を計上しています。
3. 監査法人による監査は受けしておりません。

【区分の説明】(金融再生法施行規則第4条)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権 : 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権 : 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権 : 3ヶ月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く。))及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヶ月以上延滞債権」に該当する債権を除く。))です。

正常債権 : 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

③ 銀行法に準じたリスク管理債権

当公庫は、銀行法(昭和56年法律第59号)の適用は受けておりませんが、自己査定結果を基に、同法に準じて当公庫が開示しているリスク管理債権は以下の通りです。

○ リスク管理債権の明細(平成16年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	平成14年度末残高	平成15年度末残高	増減額
破綻先債権	9,390	9,100	△289
延滞債権	84,762	68,488	△16,274
3ヶ月以上延滞債権	177	34	△142
貸出条件緩和債権	64,162	75,428	11,266
計	158,491	153,051	△5,440

- (注) 1. 民間金融機関のリスク管理債権開示基準による債権区分の定義は、銀行法施行規則第19条の2第5項ロにおいて定義されておりますが、当公庫では同定義に準じた以下の独自の債権分類に従って区分を行っております。
 2. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】

- 破綻先債権：自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金です。
- 延滞債権：自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金です。
- 3ヶ月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、銀行法施行規則上、破綻先債権及び延滞債権は「未収利息不計上貸出金」のうち一定の事由に該当する貸出金ですが、未収利息の取扱いにつき当公庫は「未収貸付金利息の額の算出方法について」(昭和48年蔵銀第698号)に従っているため、破綻先債権及び延滞債権に区分している債権に対して未収利息を計上している場合があります。但し、自己査定の結果、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金は「金融検査マニュアル」上、未収利息不計上貸出金と見做されることから、同債務者に対する全ての貸付金残高を破綻先債権又は延滞債権としています。
- また、元本返済を猶予した場合には、金利引き下げの有無に関わらず全て貸出条件緩和債権の対象としています。

- (注) ①自己査定による開示債権、②金融再生法に基づく開示債権及び③銀行法に準じたリスク管理債権との関係については、本説明書33ページ及び118ページをご参照下さい。

(参考) 自己査定による開示債権、金融再生法に基づく開示債権及び銀行法に準じたリスク管理債権との
関係(平成15年度末)

(単位:百万円)

自己査定		金融再生法		リスク管理債権	
破綻先	9,127	破産更生債権及び これらに準ずる債権	55,364	破綻先債権	9,100
実質破綻先	46,236			貸出金以外	27
破綻懸念先	22,311	危険債権	22,311	延滞債権	68,488
要注意先	140,885	要管理債権	75,463	貸出金以外	60
要管理先	83,235			3ヵ月以上延滞債権	34
その他要注意先	57,650			貸出条件緩和債権	75,428
正常先	1,289,972				
合 計	1,508,532				

- (注) 1. 自己査定の対象債権は貸出金、仮払金、未収貸付金利息及び保証債務見返で、リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。
2. 金融再生法開示債権の「要管理債権」は個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権に合致します。
3. 自己査定上の「要管理先債権」は、当該債務者に対する総与信額です。

(5) 不良債権の処理

① 貸倒引当金の計上

当公庫の法定財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金の繰入額については、「公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)及び「貸倒引当金への繰入額について」(昭和57年蔵銀第815号)により、各事業年度末における貸付金残高(貸付受入金(注)残高を除く。)の1,000分の6に相当する額の範囲内で計上し、翌事業年度においてその全額を貸倒引当金から戻入れとして、損益計算上の益金に計上するよう規定されています。

民間企業等の財務諸表等に適用される会計基準においては、貸倒引当金は将来の貸倒れによる損失に備えるために計上するものですが、当公庫においては、年度毎に直接償却すべき不良債権の額を確定させ、必要に応じて直接償却を行うための財政措置が講じられているため、必要最小限、かつ、上記の政令及び告示に定める範囲内(平成15年度は、貸付金残高(貸付受入金残高を除く。)の1,000分の3.5にあたる5,137百万円で計上しています。

一方、平成15年度の民間企業仮定財務諸表中の貸借対照表においては、金融検査マニュアルに沿って、一定の自己査定を行ったうえで貸倒引当金を計上した結果、法定財務諸表における貸倒引当金(5,137百万円)を上回る27,508百万円を計上することとなりました。

これは、民間金融機関では、事業の継続性に懸念が生じないように、貸倒引当金について十分な額を用意する必要があるためであり、このような制度上の相違から、引当金計上額が大きく乖離することとなったものです。

なお、民間企業仮定財務諸表については、本説明書92~117ページをご参照ください。

(注) 当公庫は、融資対象事業の進捗状況等に応じて、その都度貸付金を払い出す方式を探っております。貸付契約後、貸付先に払い出されず、公庫勘定に保留されている貸付金を「貸付受入金」といいます。「貸付金残高」には払済の金額と「貸付受入金」の金額が含まれています。

② 貸付金償却

貸付金償却については、「公庫の国庫納付金に関する政令」により財務大臣の承認を受けなければならぬ旨、規定されています。

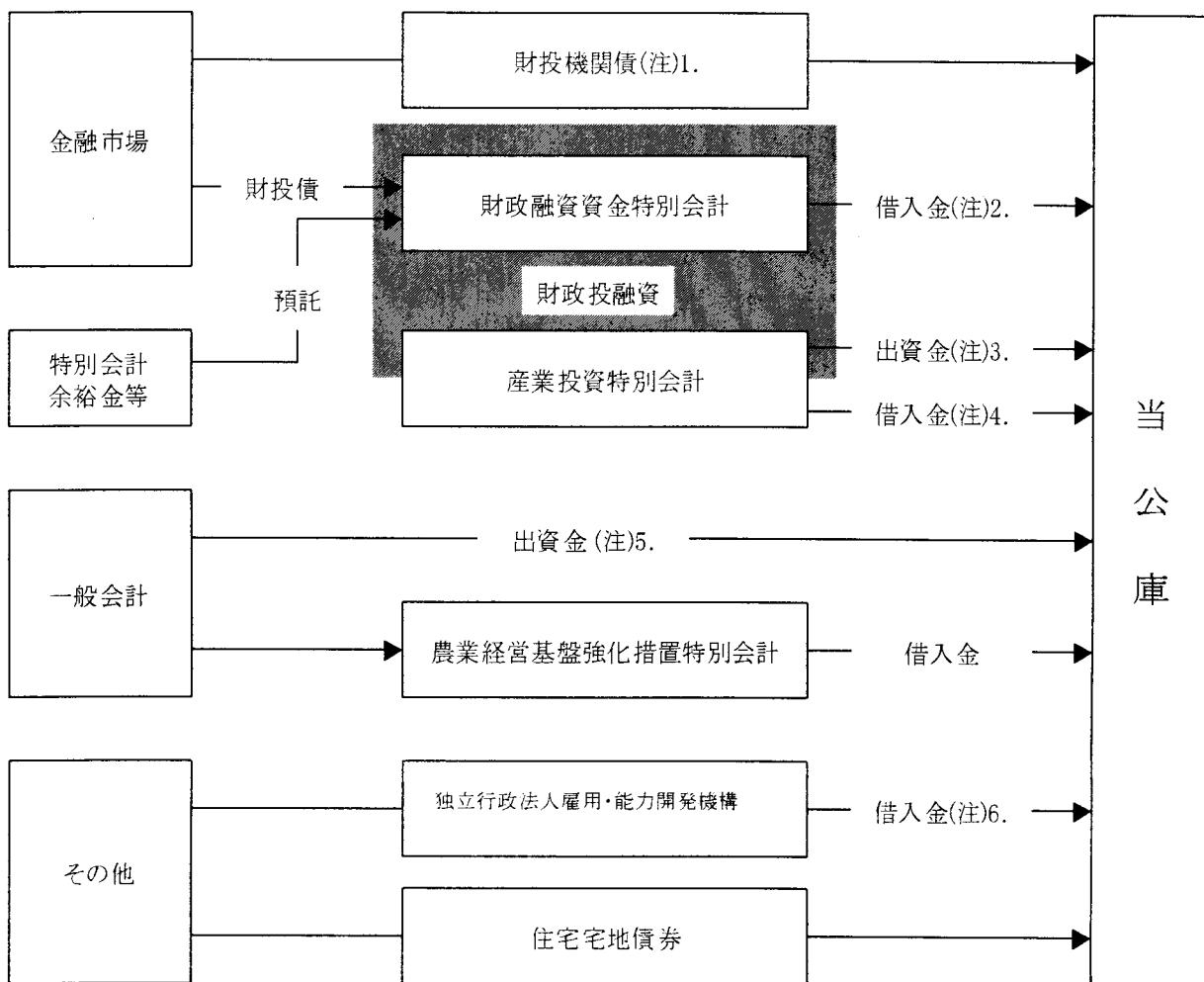
当公庫としては、収支に直接影響を与える貸付金償却は、コストを増加させ、国の財政負担の増加に直結することから、その実施は、慎重に行うべきであると考えております。当公庫では、当公庫の定める基準に従つて、元本債権の償還の見込みがないと認められる債権について貸付金償却を実施しており、最近5年間の実績は次のとおりです。

(単位:百万円)

項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
貸付金償却額	1,977	2,535	4,229	5,730	4,314

(6) 資金調達の概要

当公庫は、政府からの借入金、沖縄振興開発金融公庫債券の発行、政府からの出資金等を主な資金調達手段としています。



(注) 1. 財投機関債:財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、国内市場において平成14年度に100億円、平成15年度に200億円発行しており、平成16年度には200億円の発行を計画しています。

2. 財政融資資金借入金:財政融資資金借入期間は平成16年度より以下のとおり変更になりました。

	借入期間	借入金利	借入計画額	資金使途
平成15年度	15年(うち据置2年)	財政融資資金の貸付金利による	1,597億円	貸付
平成16年度	19年(うち据置2年) 9年(うち据置1年)		1,295億円	

3. 産業投資特別会計(産業投資勘定)からの出資金:政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。

4. 産業投資特別会計(社会資本整備勘定)からの借入金:「日本電信電話(株)の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく、いわゆる「NTT無利子貸付制度」を通じての無利子の借入れです。

5. 一般会計からの出資金:政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。

6. 独立行政法人雇用・能力開発機構借入金:財形住宅貸付けに必要な資金を調達するための借入れです。

○ 資金調達の実績及び平成16年度の計画

(単位:百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (予算)
政府からの借入金	120,844	146,543	99,517	84,526	130,785
財政融資資金借入金	101,100	145,000	98,000	84,500	129,500
簡易生命保険資金借入金	18,100	—	—	—	—
産業投資借入金	1,600	1,500	1,491	—	1,000
農業経営基盤強化措置借入金	44	43	26	26	285
政府からの出資金	4,587	5,390	1,600	—	300
一般会計出資金	4,387	5,190	1,600	—	—
産業投資出資金	200	200	—	—	300
政府以外からの借入金	1,158	1,936	2,280	3,746	4,500
独立行政法人雇用・能力開発機構借入金	1,158	1,936	2,280	3,746	4,500
債券	13	16	10,005	20,016	21,323
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	13	16	12	22	1,323
沖縄振興開発金融公庫債券	—	—	9,993	19,994	20,000
貸付回収金等による その他自己資金	52,630	13,787	19,372	15,294	20,846
合 計	179,232	167,672	132,774	123,582	177,754

(注) 1. 平成13年4月1日より、「財政融資資金借入金」は「資金運用部借入金」から名称変更されています。

2. 簡易生命保険資金借入金については、平成13年度以降、借入れを行っておりません。

3. 民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示しておりませんが、平成15年度の借入実績は20億円となっています。

○財投機関債発行について

平成12年12月に閣議決定された行政改革大綱においては、各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から、財投機関債の発行に努めるものとし、財投機関債発行機関の拡充を図ることとされています。

また、平成13年度から実施された財政投融資制度改革において、従来の郵貯・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更になりました。これにより財政投融資制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与するものとされています。

当公庫では、このような行政改革大綱の趣旨等を踏まえて、着実な実績を挙げるために、平成14年度に100億円、平成15年度に200億円を発行しており、平成16年度には200億円の発行を計画しています。

財投機関債の今後の発行規模等については、これまでの発行実績や今後の市場環境等を踏まえながら検討することになるため現段階では流動的でありますが、当公庫としては、市場での評価を確立するためにもできる限り継続的な発行を目指していきたいと考えております。

(7) 貸付業務における金利リスク

当公庫の平成15年度末における貸付金のデューレーションは、8.3年である一方、借入金、債券等のデュレーションは、4.5年であり、3.9年のデュレーションギャップがあります。この期間ミスマッチのため、今後の再調達時に金利リスクがあります。ただし、過去の実績を基に一定の線上償還を勘案して試算した場合、貸付金のデュレーションは5.4年となり、デュレーションギャップは1.0年となります。

なお、当公庫の貸付金は、長期固定金利であることから、金利低下局面において融資先の希望による任意線上償還が生じてきており、その実績は下表の通りです。他方、平成10年度第2四半期までに受け入れた財政融資金等の借入金の線上償還については、財政当局から認められていないことから、線上償還された貸付金については再運用を行う必要があり、そのため当公庫に再運用リスクが発生する結果となっています。

このように金利動向が当公庫の損益に影響を及ぼす可能性がありますが、これら貸付業務において生じる損失は、これまで予算措置により受け入れる補給金により補填されてきております。

上記の再運用リスクを軽減するため、当公庫では、平成10年9月からは産業開発資金の新規貸付金について、また平成12年4月からは中小企業資金、医療資金及び農林漁業資金の新規貸付分について、任意の線上償還の際には当公庫の逸失利益を勘案した補償金を融資先から徴収する線上弁済補償金制度を導入しているほか、平成13年5月からは産業開発資金、中小企業資金、医療資金及び農林漁業資金の新規貸付分について、貸付後10年経過後(中小企業資金は5年経過後)ごとの金利見直し制度を導入しております。

○ 貸付金、財投借入金・債券の残存期間別一覧表(平成15年度末現在)

① 貸付金回収見込み

(単位:億円)	
残存期間	回 収 見込み
1年以内	1,203
1年超2年以内	1,076
2年超3年以内	1,043
3年超4年以内	1,085
4年超5年以内	908
5年超10年以内	3,374
10年超15年以内	2,180
15年超20年以内	1,562
20年超	2,199
合 計	14,629

②財投借入金返済計画

(単位:億円)	
残存期間	借 入 金 返済計画
1年以内	1,869
1年超2年以内	1,791
2年超3年以内	1,694
3年超4年以内	1,531
4年超5年以内	1,348
5年超10年以内	4,256
10年超15年以内	1,174
15年超20年以内	3
20年超	
合 計	13,667

③債券償還計画

(単位:百万円)	
残存期間	債 券 償還計画
1年以内	-
1年超2年以内	-
2年超3年以内	-
3年超4年以内	-
4年超5年以内	-
5年超10年以内	30,063
10年超15年以内	-
15年超20年以内	-
20年超	-
合 計	30,063

(注) 1. 金額は、元金金額を表示しています。

2. 貸付金回収見込みは、返済が遅延しているなどの理由により、将来の約定回収金額が見込めない債権を除いています。

○ 線上償還額の推移

(単位:億円)

項 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
線 上 償 還 額	815	1,057	966	769	855

(8) 特殊法人改革

① 特殊法人改革

特殊法人改革については、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」、平成13年6月21日に公布された「特殊法人等改革基本法」等に基づき、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指して、「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委ねられるものは地方に委ねる」ことを基本原則に、全ての特殊法人等の事業・組織全般についての抜本的な改革に取り組むこととされております。

具体的には、行政改革大綱で示された、各特殊法人等の個々の事業についての見直し結果を踏まえ、組織形態について、廃止、民営化あるいは独立行政法人等組織形態の見直しを行うという方針に沿って、内閣官房に設置された行政改革推進事務局(平成13年1月発足)において検討が進められ、平成13年12月19日には「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定されました。

② 特殊法人等整理合理化計画

特殊法人等整理合理化計画において、当公庫の事業及び組織形態については、以下のとおりとされています。

事業について講ずべき措置

【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】

- 本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。
- 業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。
- 特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。
- 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。
- 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。
- 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

組織形態について講ずべき措置

- 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の8機関については、上記の事業見直しを実施に移す。

さらに、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。

③ 政策金融機関の改革について

平成13年12月19日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、平成14年12月13日に経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が決定されました。その内容は以下のとおりです。

平成14年12月13日
経済財政諮問会議

政策金融改革について

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間(平成16年度末まで)

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実かつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

① 経営責任の明確化(経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。)

② 事業運営の効率性の向上

③ 民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用

④ 組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底

⑤ 第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備(具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。)

⑥ 会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

① 政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

② 融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。

貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

- ① 改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配意する。
- ② この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。
- ③ 改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」とことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、それのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

① 公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する(社会的な便益が社会的な費用を上回るために、政策的助成により「高度な公益性」が発生する)場合

② 金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない(金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる)場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

(A) ①②が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

(B) ①に該当するが、②に該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要である。

(C) ①②のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

(D) ②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

(別添2) 機関別の主要検討課題

1 国民生活金融公庫

- ・特別貸付、教育貸付のあり方
- ・長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策

2 農林漁業金融公庫

- ・大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方

- 3 中小企業金融公庫
 - ・一般貸付のあり方
 - ・特別貸付制度の創設・評価のあり方
- 4 公営企業金融公庫
 - ・政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方
 - ・公社貸付、一般会計事業貸付のあり方
 - ・更新投資に対する貸付のあり方
- 5 沖縄振興開発金融公庫
 - ・沖縄特利制度のあり方
 - ・特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方
- 6 国際協力銀行
 - ・輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方
- 7 日本政策投資銀行
 - ・大企業向け融資のあり方
 - ・プロジェクト・ファイナンスのあり方
 - ・地域インフラ向け融資のあり方
- 8 商工組合中央金庫
 - ・メンバーズバンク業務のあり方
 - ・大企業・中堅企業向け融資のあり方

経済財政諮問会議における検討結果を踏まえ、平成14年12月17日には、「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」が閣議決定されました。政策金融機関の改革についての内容は以下のとおりです。

政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。

これらを踏まえて、当公庫においては、事業及び制度の見直しを行っております。

平成15年4月10日に行政改革推進事務局から公表された「特殊法人等整理合理化計画の実施状況」での当公庫に係る内容については、以下のとおりです。

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】</p> <p>○本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。</p> <p>○業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。</p> <p>○特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14、15、16年度予算において事業規模の縮減を実施。 貸付規模(当初計画) 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 2,401億円 2,180億円 2,010億円 1,900億円 ・業務支援のための情報系システムの開発を推進。 ・融資・管理部門において課制を廃止して、班制を導入。 ・本土公庫等並びの制度、公庫独自の34制度を廃止、5制度の整理統合。 ・中小企業等資金、生活衛生資金の特別貸付制度全てについて取扱期間を設定。 ・リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。 ・自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っていると仮定して策定した財務諸表(行

	<p>政コスト計算財務書類)において、平成12年度決算分から開示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の分野について金融庁検査を導入(15年4月施行)
○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の決定責任主体については、法令に基づき、公庫が主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。
○政策金融については評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上償還を含めた政策コストは、平成12年度から作成・開示。 ・政策評価については、平成16年度から個別事業の評価に着手する。

今後は特殊法人等整理合理化計画及び「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」に基づき、特殊法人改革が行われることとなり、当該計画遂行の過程において当公庫の業務内容及び組織形態に影響を及ぼす事態が発生する可能性がありますが、当公庫いたしましては、今般の政策金融改革の趣旨及び現下の経済情勢を十分踏まえ、政策金融機関として政策課題の遂行を的確に果たし得るよう、今後とも最善の努力をしてきます。